

20 障害児通所支援（障害児通所給付）のサービスを利用するには

サービスを利用するまでの手続きは次のとおりです。各市町村の障害福祉担当課又は子育て支援担当課に相談・申請し、各市町村の支給決定（又は暫定支給決定）を受けてからサービスをご利用いただきます。

1 障害児通所給付を希望する場合

（１）相談・申し込み

お住まいの市町村の障害福祉担当課又は子育て支援担当課が窓口となります。

（２）支給申請

利用するサービスについて支給申請します。

（３）障害児支援利用計画案の提出依頼

申請した市町村より、障害児支援利用計画案の提出依頼があります。利用者と契約した指定障害児相談支援事業者が、障害児支援利用計画案を作成します。

（４）心身の状況について調査

市町村の職員（又は市町村から委託を受けた者）がご家庭等を訪問し、サービス利用を希望する児童の心身の状況について調査します。

（５）サービス利用意向の聴取

市町村が利用者のサービスの利用意向を聴取します。

（６）障害児支援利用計画案の提出

（３）で作成した障害児支援利用計画案を申請した市町村へ提出します。

（７）児童相談所等の調査

必要に応じて、児童相談所等の職員がご家庭等を訪問し、サービス利用を希望する児童の心身の状況について調査します。

（８）支給決定（※１）

市町村が通所給付を支給決定します。利用者には受給者証が交付されます。

（９）障害児支援利用計画の作成

（３）で契約した指定障害児相談支援事業者は、支給決定が行われた後に、障害児通所支援事業者との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画を作成します。

※１ 処分（決定）に不服がある場合には、県に審査請求することができます。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県障害福祉課（企画推進班） TEL 022-211-2538
- ・ 各市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課